

平成 28 年 11 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 28 年 11 月 28 日（月）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

小値賀町役場 3 階第 4 会議室

小値賀町農業委員会

平成 28 年 11 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 28 年 11 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 3 階第 4 会議室
3. 出席委員：（17 人）

会長		松口政之			
会長職務代理者	1 番	松山多作			
委員	2 番	近藤良治	3 番	辻 勉	4 番（欠員）
	5 番	吉田英章	6 番	宮崎 幸二	7 番 迎 広子
	8 番	土川浩子	9 番	北野 長義	10 番 下山勝宏
	11 番	筒井正美	12 番	近藤 茂樹	13 番 吉永信義
	14 番	大久保勉	15 番	小崎八郎治	16 番 木村吉照
	17 番	前田 猛			

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について 11 番 筒井正美委員 12 番 近藤茂樹委員

第 2 議案第 22 号 農業者年金・全国農業新聞の加入推進について

第 3 その他

- ・農業者との意見交換会について
- ・平成 28 年 12 月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸

書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、28 年 11 月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

出席委員は 17 名中 17 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長： みなさん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： 先日から、旅行でお疲れになったかと思います。また、この総会終了後は、「議会と語る会」ということで、6名の委員はよろしくお願いいたします。今年も、残り1ヶ月となりました。後ほど、年金関係の話もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。11番 筒井正美委員、12番 近藤茂樹委員をお願いします。
続きまして、日程第2 議案第22号 農業者年金・全国農業新聞の加入推進についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第22号について説明いたします。

まず全国農業新聞から説明します。本日お配りした資料の1枚目をご覧ください。平成28年11月2日時点での全国農業新聞の県内購読部数一覧表です。最盛期には6000部あったそうですが、現在は半分以下の2669部まで落ち込んでいます。県農業会議からは農業委員の数×5倍を目標に掲げられておりますが、当町の場合は90部近くまであげなければいかならずかなり難しい状況です。

また県全体としても2700部を目標にしていますが、すでに割り込んでいる状況です。当町におきましては、4月現在67部でしたが、5名の方が中止されており、62部となっております。この他にも数名から止めたいという話しもきていますが、なんとか続けてもらっているところです。

2ページ目には地区毎の購読者一覧をあげております。今後も広報誌や新規就農者の会議等で事務局としてもお願ひはしていこうと思いますが、皆さんにおかれましては、各地区でまだ未購読の方がいらっしゃいましたから是非声かけをしていただければと思います。

続きまして農業者年金です。3ページ目をご覧ください。

9月末の県内の状況ですが、当町は目標1名に対し現在のところまだ0名でございます。当町以外では0名のところがまだ8市町ある状況です。

4ページ目をご覧ください。現在の加入者一覧表です。昨年度は●●●●の●●●●さん
に加入してもらい目標の1名を達成しております。

5ページ目には加入対象者名簿を載せております。皆さんご存知のとおり新年金の特徴は少子高齢化時代に強い積み立て・確定拠出型の終身年金です。保険料も2万円から6万7千円まで自由に決められ、途中で額の変更も可能です。

また一番いいのが保険料の全額が社会保険料の控除に充てられるということで、牛飼いさん達にはとてもいい年金ではないかと思ひます。

以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

●●●●さんは、●●●●に勤務してひて社会保険ではないでしょうか。

神崎書記：　そうです、●●●●さんは該当しないです。

前田委員：　加入年齢は、20歳以上ですか。

松口会長：　年金は、20歳以上と思います。国民年金が20歳からですので。

土川委員：　●●●●さんも、該当しないと思います。

松山委員：　●●●●さんも、該当しないと思います。●●●●に入っているのです、研修が終わってからはなるかと思います。

神崎書記：　●●●●地区で、●●●●さんはどうですか。

木村委員：　私も聞いてみたのですが、まだ悩んでいるということです。

前田委員：　これは、実際に農地を持たずに、他の人から農地を借りている状態でもいいのですか。

神崎書記：　農業者の日数の定義が60日以上ですので、問題ありません。

松口会長：　出来れば、奥さんの方が将来的にもいいかと思います。

神崎書記：　卒業生から考えてみると、●●●●さんや●●●●さんもいます。

松山委員：　以前も問題になったのですが、新規就農者に150万ということで、大概話をしたのですが、受けてもらえなかったようです。逆の考え方をすれば、畜産農家の方が加入していた方がいいかと思います。結局、全額控除になり税金対象から外されますので、それだけ引かれます。

大久保委員：　あとで、額の変更も出来るのですか。

松山委員：　はい、出来ます。増やすことも減らすことも出来ます。最高、月6万7000円払われるますので、年間約80万の控除がききます。ほかの地域では、切り替えをしながら80万を収入が多い時には増やして、収入が少なければ減らすことができます。税金対象には便利と思います。

松口会長：　切り替えに、3ヶ月はかかると思います。実施する3ヶ月前に、減らすか増やすか申し出ておけばいいと思います。

松山委員：　1年増やすのではありませんが、1ヶ月でも増やせる形です。手続きがあるので、すぐにはできないと思います。

大久保委員： 任意でしたいときは、時間がかかります。

松山委員： 手続きは農協でしているみたいです。

大久保委員： 次の月で止めてくれるのならいつでも止めていいのですが、時間がかかり加入者はどんどん止めていきます。

松口会長： 出来れば、農業者年金の口座は別に作った方がいいと思います。

例えば、10万で取ってその月に10万引かれたあとに、何も口座に入っていなければ引き落とされません。猶予期間が2年でして、2年過ぎればなくなります。

研修生も、国民年金と農業者年金を納めるとなれば、夫婦で国民年金も3万少しかかります。それに、農業者年金を納めるとなれば5万はかかりますので厳しいかと思います。10年以上かからなければメリットがないと言われますが、男性より、女性の場合は長生きするのでメリットはあるかと思います。今言うように、2万円のを4万円にしたり、6万7千円にすれば、それなりのメリットはあるかと思います。

神崎書記： 各地区におきましては、声をかけられそうでしたらよろしく申し上げます。加入したい方に説明しに伺うときは、年金部長と事務局も一緒に行きます。

松口会長： 健康保険は一割以上引かれていますよね。

神崎書記： 一割は引かれます。

松口会長： 所得税が一割ですか。そうすると、8万は健康保険から引かれます。

大久保委員： その分、納めた方がいいかと思います。

松口会長： その分も含めて考えれば、牛を飼っている方は便利かと思います。そういうことで進めてもらえればと思います。

松山委員： よろしく申し上げます。

神崎書記： よろしくお願いいたします。

松口会長： 先程の、全国農業新聞の件や、来年の改選で代わる方は、任期が終わっても出来れば購読してもらえればと思います。農業新聞が皆さんのためになるということは、なかなか言えま

せん。農業委員のための農業新聞の作り方をしているのです、進めにくいです。現役の方が続けてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それではその他についてですが、12月の総会日程と、1月の総会日程を決めた意図思います。

12月は非農地で前方の北部を周り、総会をしたあと、夕方から忘年会を行う予定です。また1月は総会前に先日もお伝えしていた「農業者等との意見交換会」を実施する予定で、案内等を12月中に出したいと思いますので、日程を先に決めたいと思います。

「農業者等との意見交換会」は、先日、県北振興局の方が小値賀に来られた際に、そのうちの1名にも来ていただくこととなります。それから農業委員会や認定農業者、新規就農者等をお願いします。先に、意見交換会をした方がいいと会長がおっしゃっていましたので、終わり次第、定例総会を行います。

先に、12月の総会の日程を決めたいと思います。

松山委員： 12月は毎年20日前後にしています。

松口会長： 19日月曜日でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： よろしくをお願いします。

1月の日程はどうですか。1月末までに意見交換会を行わなければなりません。1月27日金曜日でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： まだ予定なので変わるかと思えます。

それでは、12月は19日月曜日、1月は27日金曜日ということでよろしくをお願いします。

農協は、支店長からは何もないと言われております。

松口会長： 共済からは何かありませんか。

吉永委員： はい、一つ話があります。共済は、県南と県北がありますが統合の検討をしているそうです。来年、再来年ということではないかと思えますが、今後に向けて検討したいというところでは。具体的に、いつになるかは決まっていません。こういう話があることをお知らせしときます。

松口会長： 土地改良区からは何かありませんか。

筒井委員： みなさんのお手元に資料があるかと思います。

今年の3月の総代会の折に、来年4月からの、畑管の水の徴収方法が変わると説明していました。先日の理事会の時に、園芸部会の副部長、各班の班長、和牛部会の部長、放牧組合の組合長と参加をしていただきまして、料金の設定をしています。

施設野菜のハウスで、アスパラが10a当たり4万円、トマトが1万円、実エンドウとゴーヤーの組み合わせが1万5千円、実エンドウとメロンの組み合わせが1万円、その他の施設野菜が1万円、普通畑のブロッコリーが3千5百円、その他露地野菜が1千5百円、水田のため池に補給分は、メーターの検針を行っています。水田の補給ですが、代掻き用10a当たり150tで1回当たり7千5百円となっております。管理用10a当たり30tで1千5百円です。この設定料金は、今現在、50円のメーター計算で数値を出しています。牛舎関係では、3戸の畜産農家が畑管を利用して牛に水をあげています。親牛1頭当り年間1千円と決めております。これは、年末に役場の方が頭数調査をいたしますので、その頭数に基づいて徴収をするようになっております。場合によって、多少の増頭と減頭があるかと思いますが、年末の頭数で行きたいと考えております。牛舎というのは、牛舎関係に畑管の施設がありまして、そこで洗い物などをした時に年間3千円になります。また、牛舎の畑管や施設野菜は、26年と27年の平均を出してこの計算になっております。放牧について終年放牧は、一年中水を出して牛に水を飲ませている方、牛舎の横に運動場があり、その風呂おけなどに溜めて一年中飲ませている方も終年放牧としまして、年間3千円とします。半年放牧の方が年間1千5百円となっております。12月1日から、地区別説明会を行うようにしています。前方後目の松山委員と吉永委員は、担当地区の方から、常会の時に説明して承諾していますので、私のところには来なくていいと伺っていますがどうでしょうか。

松山委員： 単価はまだ言っていませんがこうなるというのは、報告がありました。常会の時に単価は出ていなかった所以说っていません。結局、畑管を使っている方に決まったことを回したら説明はいらんと思います。金額を説明しなさいと言われても困ります。

松口会長： 常会が終わったあとに、この金額を決めました。

松山委員： こういう方向になりますというのは言いましたが、はっきりした金額は入っていないと思います。そうすると、畑管の立ち上がりがあるところ、バルブを使っているところには、この一覧表を配った方がいいかと思います。

筒井委員： 前方後目は、周らなくてもいいでしょうか。

松山委員： はい、あとはこの金額がわからないだけです。

この放牧とありますが、私も運動場に出しています。年間ですか。

筒井委員： 年間です。徴収方法は前期と後期に分けます。水田に関して違反をした場合には、罰金として1万円徴収するようになっております。

大久保委員： もしこの一覧を配る場合は、もう少し詳しく書いてもらわないとわからないと思います。

松口会長： 説明に周ってもらおうかと思います。

大久保委員： 笛吹在は、多分来ないです。

松口会長： 水田の代掻き用水1回としていますが、150t使うということは荒代・上代もですか。

筒井委員： はい、両方です。

松口会長： このように、1回とすればおかしくなります。出すときは連絡をするようになっていますので、2回目と言われます。この書き方は、荒代・上代、それで150tしかありません。2回で7千5百円としとかなないと間違えます。

筒井委員： 12月1日から各地区に説明に何うようにしていますので、担当の理事に放送などしてもらおうようにお願いしています。

前田委員： 聞きたいことがあります、普通畑のブロッコリーと書いていますが3千5百円になっていますが、その他の露地野菜は1千5百円ですね。一枚の畑にブロッコリーを作って、作った後に別の作物を作るときは、その都度報告しないといけないのですか。

松口会長： 作付け調査がありますので、ブロッコリーについてはわかっていると思います。ただ、自家用野菜、わかりにくいところもあるかと思います。

松山委員： 結局、ブロッコリーを作って後作として、飼料を作れば2つかかるのですか。

松口会長： かかりません。

松山委員： 年間通して、ブロッコリーなのですね。

前田委員： 例えば、ブロッコリーならブロッコリーを作れば、1年は使用料として3千5百円払わないといけないということですね。

松口会長： 1反に2反作っても、2反分取られると覚悟しておかないといけません。

前田委員： 部落に説明しに来られた時に、この件も話してもらえればと思います。

筒井委員： 明日、野崎のダムの掃除等がありますので、各理事に回したいと思います。

大久保委員： 年間のバルブ代金は入っているのですか。

筒井委員： 入っていません。年間の付加金2千4百円は入っています。

松口会長： 備考のところに、プラス付加金の2千4百円と書いてもらえればわかりやすいと思います。
何もかも、メーターがなく初めて始めることですので、いろんな不公平なことが出てくれば変えることができますので、一応、これでスタートしてもらえればと思います。

前田委員： 基本料金の1千5百円は変わらないのですか。一栓につき2百円は変わらないのですね。水の使用料のみ該当させるということですね。

大久保委員： 罰金は1回につきですか。

筒井委員： 水田の場合です。

松口会長： 一番は、水田をオーバーフローさせて締め忘れて、それを見かけられたら罰金1万円を覚悟しないといけません。メーターがないので、どのくらいオーバーフローさせたかわかりません。

大久保委員： 畑の場合もですか。

松口会長： 畑は、作物を作れば見に行きますので問題はないかと思います。

下山委員： ため池に入れるのが畑とわからないようにと言いましたがどうなのですか。

筒井委員： はい、言いました。ため池補給のメーター検診というのが、土地改良区でお覚え書きした所が5か所あります。作って、水が漏れているところです。また、各地区に溜めているため池、相津でいえば白瀬で溜めているところですね。そういう池には、大島のように給水栓の前にメーターを持ってきています。そのメーターを用意しており、個人のため池や地区の大きいため池には入れてもらうようにしています。もしもの場合は、改良区に用意してあります。

松口会長： 個人は、この数字で納得しても、これを1年間通してやっていくとしても、土地改良区がこれでは合わないとなれば、改善せざるを得ないと思います。今までの収入より大きさに減ったり、これを利用して水を余計使って電気代が急に上がったりすれば、成り立たないと思います。

筒井委員： 1年間この料金でやってみて、どのようになるかわかると思います。

前田委員： だいたい、水の利用をする一軒当たり200円の基本料を出してやっていくという方

だけが、利用のあれをしていたのですよね。いつだったか干ばつ来たとき、それは関係なしに田に水をくださいと、同じ農業をしているのに高いと、問題になった時がありましたね。そういうのは今はないでしょうから、今は全部、水を利用する方は基本の中に入った人達ばかりですよね。

松山委員： 立ち上がりに、バルブがついているのは基本料金の年2千4百円が付いていると思います。使用料とは別になります。

松口会長： 付加金を払っていない方が、田だけに使っている人もいます。

前田委員： 利用料金が基本料金に入っていないと言って、利用料金を基本料金より高く取ったりする田があれば、誰も文句は言わないのですが、一律に全部こうすると、基本料の200円を出していない人に苦情がいきます。

大久保委員： 実際、水だけ払う人もいます。

松口会長： 本当は、基盤整備したり畑管をしたところは、土地改良区の組合員が徴収しなければならなかったと思います。

この件については、土地改良区が理事長と事務局と周るかと思いますので、よろしく願いいたします。

他にみなさんから何もなければ、これで総会を終わります。ありがとうございました。

議 長 会 長 印

会議録署名人 1 1 番委員 印

会議録署名人 1 2 番委員 印